

(改正) フロン排出抑制法 (平成 31 年 3 月 19 日 : 閣議決定)

機器を廃棄する場合には、現行法で規定している行程管理制度 (記載・交付・保存) を徹底し、機器の廃棄時のフロン類の回収を確実に行われる仕組みへ

直罰対象

1. 機器から冷媒を回収せずに廃棄
2. 行程管理制度による行程管理票の記載がない
3. 行程管理制度による行程管理票の記載虚偽・記載漏れ
4. 行程管理制度による書面の未交付
5. 行程管理制度による書面の紛失 (未保存)
6. 廃棄機器の引渡時、行程管理票の引取証明書 (写し) の未交付

管理者の判断基準

廃棄機器の点検整備記録簿の一定期間の保存

「RaMS」なら(改正)フロン排出抑制法に完全対応可能です！

業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う際には機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならないこととされているが、この時の回収率は 10 年以上 3 割程度に低迷し、直近で 4 割弱に留まっている。この様な状況を受けて、フロン排出抑制法の一部を改正することが閣議決定された。

法律案の概要を以下に示す。

1) 機器廃棄の際の取組

- ・都道府県の指導監督の実効性向上
ユーザーがフロン回収を行わない違反者に対する直接罰の導入
- ・廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収
済み証明の交付を義務付け (充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く)

2) 建物解体時の機器廃棄の際の取組

- ・都道府県による指導監督の実効性向上
建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け等

3) 機器が引き取られる際の取組

- ・ 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引き取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止（廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く）

4) その他

継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入等

改正された法で注意が必要な項目を以下に示すので確認いただきたい。

- ・ 第 42 条 特定解体工事元請業者の確認及び説明 等
- ・ 第 43 条 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等
- ・ 第 45 条 引取証明書
- ・ 第 45 条の 2 第一種特定製品の引取り等
- ・ 第 49 条 勧告及び命令
- ・ 第 92 条 立入検査
- ・ 第 93 条 資料の提出の要求等
- ・ 第 104 条、第 105 条 罰則

◆プレスリリース

(経産省) <http://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190319001/20190319001.html>

(環境省) <http://www.env.go.jp/press/106566.html>